

「古紙の統計分類と主要銘柄」、「古紙標準品質規格」 「雑がみ・オフィスペーパーの分別排出基準」の改定について

公益財団法人古紙再生促進センターは、平成 28 年 5 月 26 日に「古紙の統計分類と主要銘柄」、「古紙標準品質規格」、「雑がみ・オフィスペーパーの分別排出基準」を改定しましたので、規格改定の経緯や内容についてお知らせします。

1. 規格改定の経緯

センターでは古紙 5 品目(新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、オフィスペーパー)について「古紙標準品質規格」を定めています。本規格は、昭和 61 年に制定されたもので、その後 5 回の改定を経て現在に至っています。規格の制定当初は、新聞、段ボール、雑誌の「裾もの 3 品」のみでしたが、ごみの減量化を背景に自治体が雑がみ回収を始めたのに対応して、平成 17 年に雑がみとオフィスペーパーが追加されました。

古紙標準品質規格は、禁忌品を A 類と B 類に区分し、5 品目への混入比率の上限を定めています。A 類は、「製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもの」で、B 類は「製紙原料に混入することは好ましくないもの」と定義されています。この A 類と B 類の内容は、改定ごとに追加変更されてきましたが、基本的なフレームは変わっていません。

現在、雑がみ回収増に伴い雑誌に雑がみが含まれるようになり、雑誌の内容が定義と違ったものになってきました。雑誌の定義を現状に沿った内容に見直すことで、排出者に雑誌と雑がみがより分かりやすくなるため、雑誌の定義を見直すこととしました。

また、古紙回収増に伴い様々な禁忌品が古紙に混入するようになり、古紙の品質低下が生じてきました。この要因の一つに禁忌品が古紙標準品質規格及び雑がみ・オフィスペーパーの分別排出基準において表記の違いや表記されていないものがあることがあげられます。禁忌品の分類及びその内容を見直すことで、排出者や集荷業者に禁忌品がより分かりやすくなるため、禁忌品を見直すこととしました。

平成 25 年度・26 年度に製紙メーカー及び古紙問屋にアンケートを実施し改定案の素案をまとめ、平成 27 年度には製紙業界及び古紙業界、回収業界、自治体関係者で古紙標準品質規格見直し委員会を設置し、雑誌の定義、禁忌品に関する改定案をまとめました。

平成 28 年 4 月 27 日開催の古紙品質規格専門委員会で取りまとめた最終案を、平成 28 年 5 月 26 日開催の業務委員会に提示し承認されました。同日付けをもって「古紙の統計分類と主要銘柄」、「古紙標準品質規格」、「雑がみ・オフィスペーパーの分別排出基準」は正式に改定されました。

2. 規格改定のポイント

1) 雑誌の定義

これまでのマガジン主体の『雑誌、書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)』とする定義に『取扱説明書、小冊子(パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの)を加えた「綴じられたもの」』を追加した。

『 雑誌とは、家庭、会社及び官公庁等より発生する雑誌、書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)、取扱説明書、小冊子(パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの)を加えた「綴じられたもの」をいう。 』

2) 禁忌品分類

『A類：製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害が生ずるもの』は「A-1 紙以外のもの」及び「A-2 紙製品ではあるものの製紙原料とならないもの」に細分化した。『B類：製紙原料に混入することが好ましくないもの』の区分は変更なし。

『 禁忌品は A類(A-1、A-2)と B類に区分する。』

A 類：製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもので次のものをいう。

A-1 紙以外のもの

- 1) 石、ガラス、金属(工具、機械部品などを含む)、土砂、木片、布類、プラスチック類など
- 2) 合成紙、ストーンペーパー(プラスチックと鉱物でつくられているので、正確には紙でない)
- 3) 不織布(マスク、簡易お手拭など)
- 4) 使い捨ておむつ、生理用品、ペット用トイレシートなど(未使用のものを含む)
- 5) その他工程あるいは製品にいちじるしい障害を与えるもの

A-2 紙製品ではあるものの製紙原料とならないもの

- 1) 芳香紙、臭いのついた紙(洗剤・石鹼・線香などの紙製包装・紙箱・段ボール箱など)
- 2) カバンや靴などの詰物(緩衝材として使用済み昇華転写紙が再使用されることが多い)
- 3) 昇華転写紙(捺染紙、アイロンプリント紙、主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙)
- 4) 感熱性発泡紙(立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- 5) ろう(蠟)段(ワックス付段ボール(例：輸入青果物・水産加工品などが入った箱))
- 6) 食品残渣のついた紙
- 7) 汚れた紙(油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙など)
- 8) 医療関係機関等において感染性廃棄物に接触した紙
- 9) その他工程或いは製品にいちじるしい障害を与えるもの

B 類：製紙原料に混入することは好ましくないもので次のものをいう。

- 1) 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 2) 建材に使用される紙(石膏ボード、ターポリン紙など)
- 3) 圧着はがき(親展はがきなど)
- 4) シール、粘着テープなど
- 5) 防水加工された紙(紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器など)
- 6) ビニール及びポリエチレン等の樹脂・アルミコーティング紙、ラミネート紙
- 7) 樹脂含浸紙、硫酸紙(パーチメント紙)、ろう(蠟)紙(ろう(蠟)塗工紙)
- 8) 印画紙(写真、インクジェット写真用紙、アルバム)
- 9) カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
- 10) 感熱紙(感熱ファックス用紙、レシートなど)
- 11) 抄色紙(判定基準 A、B を除く)※
- 12) 新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類(シャンプー、化粧品など)
- 13) その他製紙原料として不適当なもの(複合素材の紙など)

※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っている。製造メーカーのホームページを参照のこと。 』

古紙の統計分類と主要銘柄

公益財団法人古紙再生促進センター
 制定 昭和54年3月
 改定 平成12年6月15日
 改定 平成16年9月30日
 改定 平成20年9月29日
 改定 平成22年4月22日
 改定 平成27年1月29日
 改定 平成28年5月26日

統計分類	主要銘柄		内 容
	No.		
上 白 カ ー ド	1	上白	製本・印刷工場、断裁所等より発生する印刷のない白色上質紙の裁落及び損紙
	2	クリーム上白	製本・印刷工場、断裁所等より発生する印刷のないクリーム色上質紙の裁落及び損紙
	3	罫白	製本・印刷工場、断裁所等より発生する白色又はクリーム色上質紙の青罫・トンボのある裁落及び損紙
特白・中白 白 マ ニ ラ	4	特白	製本・印刷工場、新聞社等より発生する印刷のない中質紙の裁落及び損紙
	5	中白	製本・印刷工場、新聞社等より発生する印刷のない更紙の裁落及び損紙
模 造 色 上 (アート古 紙を含む)	6	模造	墨印刷のある上質紙
	7	色上	色刷りのある上質紙でアート紙も含む
	8	ケント	製本・印刷工場等より発生する一部色刷りのある上質及びアート紙の裁落
	9	白アート	製本・印刷工場等より発生する印刷のないアート紙の裁落及び損紙
	10	チラシ	色刷りのある中質系コート紙等
	11	飲料用パック	家庭等より発生する飲料用紙パック並びに紙パックの印刷・加工段階で発生する裁落及び損紙(アルミ付き紙パックを除く)
切 付 中 更 反 古	12	オフィスペーパー	オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるもの
	13	特上切	製本・印刷工場等より発生する色刷りのある中質紙の裁落
	14	別上切 (マンガサイラク)	製本・印刷工場等より発生する色刷りのある更紙の裁落
新 聞	15	中質反古	製本・印刷工場等より発生する印刷・色刷りのある中質紙、更紙の損紙
	16	新聞	家庭、会社及び官公庁等より発生する新聞(折込チラシを含む)及び残紙
雑 誌	17	雑誌	家庭、会社及び官公庁等より発生する雑誌、書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)、取扱説明書、小冊子(パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの)を加えた「綴じられたもの」
茶 模 造 紙 (洋段を含 む)	18	切茶・無地茶	製袋工場等より発生する印刷・色刷りのない製袋及び封筒のクラフト紙の裁落(切茶)及び損紙(無地茶)
	19	雑袋	米麦袋等のクラフト紙の空袋
	20	クラフト段ボール	クラフト段ボールの裁落及び回収されたクラフト段ボール箱(主に輸入品)、板紙マルチパック等
段ボール	21	段ボール	段ボール・紙器工場、市中等より発生する段ボール
	22	新段ボール	製函工場より発生する段ボールの裁落及び損紙
台 紙 ボ ー ル 込 新	23	ワンプ	紙・板紙の包装紙
	24	上台紙(地券)	紙器工場等より発生する白板紙、チップボール等の裁落及び打抜き
	25	台紙(ボール)	事業所等より発生する使用済み紙箱
	26	雑がみ	家庭より発生する紙・板紙及びその製品で、新聞・雑誌・段ボール・飲料用パック以外の区分で回収されたもの

古紙標準品質規格

公益財団法人古紙再生促進センター
制定 昭和 61 年 1 月 27 日
改定 平成 12 年 6 月 15 日
改定 平成 17 年 5 月 25 日
改定 平成 18 年 11 月 29 日
改定 平成 21 年 3 月 17 日
改定 平成 23 年 2 月 24 日
改定 平成 24 年 9 月 21 日
改定 平成 28 年 5 月 26 日

I. 規定

1. 適用範囲

本規格は、新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、オフィスペーパー（以下「古紙」という。）の取引における古紙の品質基準について規定するものである。古紙の取引は、購買者・販売者間に特別な取り決めがない限り、本規格によるものとする。

本規格での新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、オフィスペーパーとは次のものをいう。

- 新聞とは、家庭、会社及び官公庁等より発生する新聞（折込チラシを含む。）及び残紙をいう。
- 段ボールとは、段ボール・紙器工場、市中等より発生する段ボールをいう。
- 雑誌とは、家庭、会社及び官公庁等より発生する雑誌、書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)、取扱説明書、小冊子(パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの)を加えた「綴じられたもの」をいう。
- 雑がみとは、家庭より発生する紙・板紙及びその製品で、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものをいう。
- オフィスペーパーとは、オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるものをいう。

2. 品質

古紙の品質は、本規格のⅡ. 古紙標準品質規格表の定義によるものとする。なお、この「古紙標準品質規格」の条件をみたまものを規格品という。

3. 禁忌品

禁忌品は A 類(A-1、A-2)と B 類に区分する。

A 類：製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもので次のものをいう。

A-1 紙以外のもの

- 1) 石、ガラス、金属(工具、機械部品などを含む)、土砂、木片、布類、プラスチック類など
- 2) 合成紙、ストーンペーパー(プラスチックと鉱物でつくられているので、正確には紙でない)
- 3) 不織布(マスク、簡易お手拭など)
- 4) 使い捨ておむつ、生理用品、ペット用トイレシートなど(未使用のものを含む)
- 5) その他工程あるいは製品にいちじるしい障害を与えるもの

A-2 紙製品ではあるものの製紙原料とならないもの

- 1) 芳香紙、臭いのついた紙(洗剤・石鹼・線香などの紙製包装・紙箱・段ボール箱など)
- 2) カバンや靴などの詰物(緩衝材として使用済み昇華転写紙が再使用されることが多い)
- 3) 昇華転写紙(捺染紙、アイロンプリント紙、主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙)

- 4) 感熱性発泡紙(立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- 5) ろう(蠟)段(ワックス付段ボール(例：輸入青果物・水産加工品などが入った箱))
- 6) 食品残渣のついた紙
- 7) 汚れた紙(油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙など)
- 8) 医療関係機関等において感染性廃棄物に接触した紙
- 9) その他工程或いは製品にいちじるしい障害を与えるもの

B類：製紙原料に混入することは好ましくないもので次のものをいう。

- 1) 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 2) 建材に使用される紙(石膏ボード、ターポリン紙など)
- 3) 圧着はがき(親展はがきなど)
- 4) シール、粘着テープなど
- 5) 防水加工された紙(紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器など)
- 6) ビニール及びポリエチレン等の樹脂・アルミコーティング紙、ラミネート紙
- 7) 樹脂含浸紙、硫酸紙(パーチメント紙)、ろう(蠟)紙(ろう(蠟)塗工紙)
- 8) 印画紙(写真、インクジェット写真用紙、アルバム)
- 9) カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
- 10) 感熱紙(感熱ファックス用紙、レシートなど)
- 11) 抄色紙(判定基準 A、B を除く)*
- 12) 新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類(シャンプー、化粧品など)
- 13) その他製紙原料として不適当なもの(複合素材の紙など)

※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っている。製造メーカーのホームページを参照のこと。

4. 荷姿・風袋

規格品は原則としてプレス梱包品とする。

風袋に禁忌品を使用してはならない。

ただし、梱包のためのひも、鉄線等はこの限りではない。

5. 表示

規格品には購買者・販売者間で識別できるような表示をするものとする。

6. 規格外品

劣化品、日焼品、土・さび等で汚れたもの、水分・禁忌品・他銘柄品が規格を超えるもの、風袋等が規格に反するものはすべて規格外品とする。

7. 選別品

この規格より更に厳しい条件をみたすために精選されたものを選別品という。

II. 古紙標準品質規格表

1. 新聞

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.3%
- 2) 新聞以外の銘柄品（除く新聞折込チラシ）の混入は
次の率を超えてはならない。…………… 1%
- 3) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%

2. 段ボール

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.3%
- 2) 段ボール以外の銘柄品の混入は次の率を超えてはならない。…………… 3%
- 3) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%

3. 雑誌

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.5%
- 2) 雑誌以外の銘柄品の混入は次の率を超えてはならない。…………… 5%
- 3) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%

4. 雑がみ

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.5%
- 2) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%

5. オフィスペーパー

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.5%
- 2) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%

雑がみ・オフィスペーパーの分別排出基準

公益財団法人古紙再生促進センター

制定 平成 17 年 5 月 25 日

改定 平成 23 年 2 月 24 日

改定 平成 24 年 9 月 21 日

改定 平成 28 年 5 月 26 日

基準

この基準は、雑がみとオフィスペーパーを分別排出する際に必要な事項をまとめたものである。

この基準に記されていない事項や細部の取扱い等については、古紙の排出者と取引業者の双方で協議することを前提にしている。

1. 雑がみ

(1) 雑がみの内容

雑がみとは、家庭より発生する紙・板紙及びその製品で、新聞（折込チラシを含む。）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものをいう。具体的には、家庭で不要となった投込みチラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指す。

(2) 雑がみに入れられない紙類

- 防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器など）
- カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
- 圧着はがき（親展はがき）
- シール、粘着テープなど
- 感熱紙（感熱ファックス用紙、レシートなど）
- 抄色紙(判定基準 A、B を除く)*
- 印画紙(写真、インクジェット写真用紙、アルバム)
- 新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類(シャンプー、化粧品など)
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙
- 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 不織布(マスク、簡易お手拭など)
- 芳香紙、臭いのついた紙（洗剤・石鹸・線香などの紙製包装・紙箱・段ボール箱など）
- カバンや靴などの詰物(緩衝材として使用済み昇華転写紙が再使用されることが多い)
- 昇華転写紙（捺染紙、アイロンプリント紙、主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙）
- 感熱性発泡紙（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙）
- 合成紙、ストーンペーパー（プラスチックと鉱物でつくられているので、正確には紙でない）
- 食品残渣のついた紙
- 汚れた紙(油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙など)
- その他製紙原料として不適当なもの

※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っている。製造メーカーのホームページを参照のこと。

(3) 雑がみを排出する際の留意事項

- シールが貼られたはがきや封筒は、シールを取り除くこと。
- プラスチックフィルムのついたティッシュ取り出し口や窓枠封筒は、その部分を取り除くこと。
- プラスチックフィルムが貼られた雑誌の表紙などは、その部分の表紙などを取り除くこと。
- 金属やプラスチックが付着したファイル、バインダーは、金属やプラスチックを取り除くこと。
- 紙や紙箱に貼られた粘着テープは、取り除くこと。

(4) 雑がみの排出方法

大きさを揃えて（細かいものは紙袋に入れて）、紙ひもなどで十文字に縛る。

2. オフィスペーパー

(1) オフィスペーパーの内容

オフィスペーパーとは、オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるものをいう。

具体的には、オフィスで不要となったコピー紙、チラシ、名刺、封筒、包装紙、紙袋などの全般を指す。

(2) オフィスペーパーに入れられない紙類

- 防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器など）
- カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
- 圧着はがき（親展はがき）
- シール、粘着テープなど
- 感熱紙（感熱ファックス用紙、レシートなど）
- 抄色紙(判定基準 A、B を除く)*
- 印画紙(写真、インクジェット写真用紙、アルバム)
- 新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類(シャンプー、化粧品など)
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙
- 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 不織布(マスク、簡易お手拭など)
- 芳香紙、臭いのついた紙（洗剤・石鹸・線香などの紙製包装・紙箱・段ボール箱など）
- カバンや靴などの詰物(緩衝材として使用済み昇華転写紙が再使用されることが多い)
- 昇華転写紙（捺染紙、アイロンプリント紙、主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙）
- 感熱性発泡紙（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙）
- 合成紙、ストーンペーパー（プラスチックと鉱物でつくられているので、正確には紙でない）
- 食品残渣のついた紙
- 汚れた紙(油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙など)
- その他製紙原料として不適当なもの

※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っている。製造メーカーのホームページを参照のこと。

(3) オフィスペーパーを排出する際の留意事項

- シールが貼られたはがきや封筒は、シールを取り除くこと。
- プラスチックフィルムのついたティッシュ取り出し口や窓枠封筒は、その部分を取り除くこと。
- プラスチックフィルムが貼られた雑誌の表紙などは、その部分の表紙などを取り除くこと。
- 金属やプラスチックが付着したファイル、バインダーは、金属やプラスチックを取り除くこと。
- 紙や紙箱に貼られた粘着テープは、取り除くこと。

(4) オフィスペーパーの排出方法

大きさを揃えて、紙ひもなどで十文字に縛る。

(5) シュレッターにかけた紙の取扱い

シュレッターにかけた紙の取扱いについては、古紙の排出者と取引業者の双方で協議するものとする。